

消食基第 306 号  
令和 7 年 5 月 8 日

食品安全委員会  
委員長 山本 茂貴 殿

内閣総理大臣 石破 茂  
( 公 印 省 略 )

食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 14 号、食品安全委員会令（平成 15 年政令第 273 号）第 1 条第 1 項及び食品安全委員会令第一条第一項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令（平成 15 年内閣府令第 66 号）第 1 号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

組換え DNA 技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続（平成 12 年厚生省告示第 233 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、次に掲げる食品の安全性審査を行うこと。

除草剤グリホサート、グルホシネート及びジカンバ耐性テンサイ KWS 20-1 系統



# 除草剤グリホサート、グルホシネート及びジカンバ耐性テンサイ KWS 20-1 系統に係る食品健康影響評価について

## 1. 趣旨

「除草剤グリホサート、グルホシネート及びジカンバ耐性テンサイ KWS 20-1 系統」については、令和 7 年 4 月 9 日付けでバイエルクロップサイエンス株式会社から、遺伝子組換え食品の安全性審査の申請があったことから、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 14 号等の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

## 2. 評価依頼品目の概要

本品目は、テンサイの育成系統 04E05B1DH05 を既存品種とし、複数の除草剤耐性を目的として、*Agrobacterium* sp. CP4 株由来の改変 *cp4 epsps* 遺伝子、*Streptomyces viridochromogenes* 由来の *pat* 遺伝子及び *Stenotrophomonas maltophilia* DI-6 株由来の改変 *dmo* 遺伝子の導入を行って作出したものである。

## 3. 付与される形質の概要

除草剤グリホサートは、芳香族アミノ酸の生合成経路中の酵素である EPSPS と特異的に結合してその活性を阻害する。改変 *cp4 epsps* 遺伝子がコードする改変 CP4 EPSPS タンパク質は、グリホサート存在下でも活性阻害を受けないため、除草剤グリホサートに対する耐性を付与する。

*pat* 遺伝子がコードする PAT タンパク質は、グルホシネートの L-ホスフィノスリンの遊離アミン基をアセチル化し、除草活性のない N-アセチルグルホシネートを生成することにより、除草剤グルホシネートに対する耐性を付与する。

改変 *dmo* 遺伝子がコードする改変 DMO タンパク質は、ジカンバを脱メチル化し、除草活性のない 3, 6-ジクロロサリチル酸とホルムアルデヒドを生成することにより、除草剤ジカンバに対する耐性を付与する。

## 4. 利用目的及び利用方法

本品目は、従来のテンサイと同じ用途で使用され、加工方法も従来のテンサイと変わらない。

## 5. 海外の状況

本品目は、カナダにおいて食品としての利用承認等がされている。

## 6. 今後の方針

食品安全委員会からの食品健康影響評価の結果を踏まえ、官報公告等の手続を進める。